



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表  
令和2年9月24日

[照会先]  
熊本労働局 雇用環境・均等室  
室長 桑原 光照  
地方待遇改善推進指導官 平島 輝代  
(電話番号) 096-352-3865

報道関係者 各位

## 仕事と家庭の両立支援の取組が優秀な企業を認定(くるみん認定)しました ～**県内初 建設コンサルタント第1号**・**今年度 熊本県内第1号**～

熊本労働局(局長 木下 正人)は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づき、**株式会社十八測量設計**(本社:熊本市中央区)を「くるみん認定企業」として、建設コンサルタントでは県内初、今年度の熊本県内第1号として認定いたしました。県内におけるくるみん認定企業では22社目、次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・届出が努力義務とされている常用労働者数100人以下の企業規模では5社目となります。

つきましては、下記のとおり認定通知書交付式を行うこととしております。

### 次世代法に基づく認定通知書交付式

- |      |  |
|------|--|
| 1 日時 | 令和2年9月28日(月) 10時～                          |
| 2 会場 | 熊本労働局 小会議室<br>(熊本市西区春日2丁目10-1熊本地方合同庁舎A棟9階) |
| 3 内容 | 局長あいさつ<br>認定通知書の交付 等                       |

※当日、取材でお越しの際は、事前に当局までご一報いただきますと幸いです。

#### 【次世代法に基づく「くるみん認定」とは】

自社の労働者の仕事と家庭の両立を図るための行動計画を策定し、労働局長に届出を行った企業のうち、認定基準(別添1)を満たした場合に労働局長に申請し「子育てサポート企業」として厚生労働大臣認定(くるみん認定)を受けることができます。

認定を受けた企業は、右に示す認定マーク(くるみんマーク)を商品、広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上につながることを期待できます。



くるみんマーク

☆の数はこれまで認定を受けた回数を表します。

**【参考資料】**

- 1 くるみん認定の要件
- 2 株式会社十八測量設計の仕事と家庭の両立支援の状況
- 3 次世代法に基づく「くるみん」認定状況(令和2年3月末現在)



## くるみん認定基準

## プラチナくるみん認定基準



- ① 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- ② 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- ③ 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- ④ 行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。



- ⑤ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
  - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が**7%以上**
  - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**15%以上**、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること

- ⑤ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
  - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が**13%以上**
  - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**30%以上**、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

### <労働者数300人以下の企業の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、次の①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。(①・②・④はくるみん、プラチナくるみん共通)

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

#### 【くるみんの場合】

- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**7%以上**であること。
- ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。

#### 【プラチナくるみんの場合】

- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**13%以上**であること。

- ⑥ 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、**75%以上**であること。

### <従業員300人以下の企業の特例>

上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が**75%以上**であれば基準を満たす。

- ⑦ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。
- ⑧ 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと
  - ① フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月**45時間未満**であること。
  - ② 月平均の法定時間外労働**60時間以上**の労働者がいないこと。

- ⑨ 次の①～③いずれかについて、成果に関する具体的な目標を定め実施していること。

- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置  
※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません

- ⑨ 次の①～③すべての措置を実施しており、かつ、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成したこと。

- ⑩ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

- ⑩ 計画期間において、次の①又は②を満たすこと。
  - ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が**90%以上**
  - ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が**55%以上**

### <従業員300人以下の企業の特例>

上記9の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。

- ⑪ 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。
- ⑫ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと(くるみん認定基準10と同一)。

プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度(事業年度=各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

- ・1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3か月以内
- ・2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3か月以内 に行ってください。



## 株式会社十八測量設計の両立支援の状況

本 社：熊本県熊本市中央区新大江3丁目9番48号  
従業員数：54人 主たる事業：建設コンサルタント



※令和2年8月19日現在  
認定日：令和2年9月14日

### 1 行動計画で定めた目標

- ① 育児・介護休業法に基づく育児休業、時間外労働の免除や制限など制度が利用しやすいよう周知をする。
- ② 所定外労働の削減をする。

#### 【具体的な対策】

○制度利用を妨げるものなどについて社員の実態調査を行うとともに、管理職を含め全員に制度やハラスメント防止についての研修を実施。

○週に1度水曜日を定時退社日とし、社員に周知徹底し、所定外労働削減を進めた。

- 2 計画期間内の男性の育児休業の取得率 100%
- 3 計画期間内の女性の育児休業の取得率 100%
- 4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とした所定労働時間短縮制度（1日の所定労働時間を6時間とする）を講じている。

# 都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(令和2年3月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	101人以上企業の届出率	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数	届出率	②内、常時雇用労働者300人以下の企業数	(ア)内、常時雇用労働者10人以上の企業数	届出率	(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数	認定企業数	うち特例認定企業数
				$((C)/(A+B) \times 100)\%$	(C)	$((C)/(A) \times 100)\%$	(D)	$((D)/(B) \times 100)\%$				
1 北海道	528	1,183	3,051	99.9%	528	100.0%	2,523	1,181	99.8%	1,342	40	2
2 青森県	123	339	783	100.0%	123	100.0%	660	339	100.0%	321	27	2
3 岩手県	112	344	923	100.0%	112	100.0%	811	344	100.0%	467	36	2
4 宮城県	235	550	1,363	100.0%	235	100.0%	1,128	550	100.0%	578	38	5
5 秋田県	84	249	787	100.0%	84	100.0%	703	249	100.0%	454	27	0
6 山形県	112	353	791	100.0%	112	100.0%	679	353	100.0%	326	46	4
7 福島県	165	432	1,129	100.0%	165	100.0%	964	432	100.0%	532	35	2
8 茨城県	233	555	1,178	99.6%	232	99.6%	946	553	99.6%	393	37	5
9 栃木県	165	461	1,363	99.7%	164	99.4%	1,199	460	99.8%	739	32	3
10 群馬県	217	471	1,288	98.5%	213	98.2%	1,075	465	98.7%	610	53	4
11 埼玉県	515	1,087	2,617	99.6%	513	99.6%	2,104	1,083	99.6%	1,021	78	9
12 千葉県	421	901	2,090	99.0%	415	98.6%	1,675	894	99.2%	781	60	11
13 東京都	4,758	5,341	14,724	96.6%	4,639	97.5%	10,085	5,113	95.7%	4,972	1,137	162
14 神奈川県	903	1,437	3,650	98.2%	892	98.8%	2,758	1,405	97.8%	1,353	112	10
15 新潟県	271	719	1,954	98.8%	271	100.0%	1,683	707	98.3%	976	48	5
16 富山県	139	437	2,334	98.1%	137	98.6%	2,197	428	97.9%	1,769	47	4
17 石川県	151	407	2,184	100.0%	151	100.0%	2,033	407	100.0%	1,626	37	4
18 福井県	81	277	952	100.0%	81	100.0%	871	277	100.0%	594	29	4
19 山梨県	66	207	650	99.6%	66	100.0%	584	206	99.5%	378	18	1
20 長野県	230	544	1,531	99.1%	229	99.6%	1,302	538	98.9%	764	72	11
21 岐阜県	200	562	1,435	99.5%	200	100.0%	1,235	558	99.3%	677	55	1
22 静岡県	413	1,024	2,579	99.6%	411	99.5%	2,168	1,020	99.6%	1,148	86	19
23 愛知県	1,131	1,776	5,397	99.7%	1,129	99.8%	4,268	1,770	99.7%	2,498	129	9
24 三重県	160	403	915	99.5%	160	100.0%	755	400	99.3%	355	34	5
25 滋賀県	117	310	1,304	99.5%	117	100.0%	1,187	308	99.4%	879	57	3
26 京都府	312	657	1,840	99.4%	310	99.4%	1,530	653	99.4%	877	63	9
27 大阪府	1,512	2,181	6,540	98.8%	1,495	98.9%	5,045	2,154	98.8%	2,891	170	14
28 兵庫県	566	1,246	3,306	97.5%	557	98.4%	2,749	1,209	97.0%	1,540	94	6
29 奈良県	83	236	555	99.1%	83	100.0%	472	233	98.7%	239	21	4
30 和歌山県	65	273	590	99.4%	65	100.0%	525	271	99.3%	254	16	3
31 鳥取県	45	196	547	100.0%	45	100.0%	502	196	100.0%	306	22	0
32 島根県	55	196	714	99.2%	55	100.0%	659	194	99.0%	465	17	2
33 岡山県	219	535	1,751	99.7%	219	100.0%	1,532	533	99.6%	999	49	5
34 広島県	410	856	2,849	99.6%	409	99.8%	2,440	852	99.5%	1,588	57	0
35 山口県	131	375	1,282	100.0%	131	100.0%	1,151	375	100.0%	776	20	1
36 徳島県	60	187	562	99.2%	60	100.0%	502	185	98.9%	317	59	8
37 香川県	109	343	883	98.9%	107	98.2%	776	340	99.1%	436	37	6
38 愛媛県	153	402	1,323	99.6%	152	99.3%	1,171	401	99.8%	770	45	1
39 高知県	54	203	617	99.6%	54	100.0%	563	202	99.5%	361	23	2
40 福岡県	613	1,208	3,722	99.8%	612	99.8%	3,110	1,205	99.8%	1,905	57	5
41 佐賀県	71	262	612	100.0%	71	100.0%	541	262	100.0%	279	20	2
42 長崎県	118	362	779	97.9%	118	100.0%	661	352	97.2%	309	31	1
43 熊本県	152	423	1,195	99.3%	152	100.0%	1,043	419	99.1%	624	21	3
44 大分県	110	347	1,039	100.0%	110	100.0%	929	347	100.0%	582	30	2
45 宮崎県	102	301	861	99.8%	101	99.0%	760	301	100.0%	459	30	1
46 鹿児島県	171	455	1,602	100.0%	171	100.0%	1,431	455	100.0%	976	36	3
47 沖縄県	125	266	1,010	99.2%	123	98.4%	887	265	99.6%	622	24	2
合計	16,766	31,879	91,151	98.7%	16,579	98.9%	74,572	31,444	98.6%	43,128	3,312	367